

令和3年度 補助金名：小・中・義務教育学校文化活動出場補助金 評価表 NO. 59

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課		担当者	佐土原 賛			
事業費名称	教育育成費						
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱						
補助経過年数	16年以上20年以下						
令和3年度 予算額	495千円	国県支出金 千円	一般財源 495千円	その他 千円	その他の内容		
令和2年度 予算額	495千円	国県支出金 千円	一般財源 495千円	その他 千円	その他の内容		
	指標名		目標値		目標年度		
成果指標①	文化活動出場による成果		九州大会以上の大会出場校1校以上		令和8年度		
成果指標②	文化活動出場の審査結果		九州大会金賞受賞1校以上		令和8年度		
補助対象者	薩摩川内市立小・中学校の児童生徒（文化活動コンクール等への九州大会以上の参加者）						
補助対象経費	旅費（児童生徒のみ）・楽器等輸送費・参加料・その他						
補助対象事業・活動の内容	小・中学校の文化活動に係る諸コンクールへの参加（九州大会以上）						
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他					
補助金額又は補助率	1申請者当たり、九州地区大会においては13万5千円、全国大会においては22万5千円を限度とする。						
上記項目の積算方法	申請者の収支精算書（収入・支出）						
補助を受ける 過去3年事業 決算状況 等の	収入	自己資金	1,737,831	80.2%	1,918,791	82.6%	0
		会費収入	1,160,418	53.5%	1,438,816	61.9%	
	事業収入			0.0%		0.0%	
	寄付金・その他助成	577,413	26.6%	479,975	20.7%		
	市補助金	430,000	19.8%	405,000	17.4%		
				0.0%		0.0%	
	(前年度繰越金)			0.0%		0.0%	
	計	2,167,831	100.0%	2,323,791	100.0%	0	
	支出	事業費	2,167,831	100.0%	2,323,791	100.0%	
	人件費			0.0%		0.0%	
	その他事務費			0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%	
	(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%	
	計	2,167,831	100.0%	2,323,791	100.0%	0	
支出計/前年度支出計					107.2%	0.0%	
自己資金/前年度自己資金					110.4%	0.0%	
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		
交付件数	5		3		コロナにより大会自粛		
成果指標の推移①	九州大会(5)		九州大会(3)				
成果指標の推移②	銀賞1	3位1	金賞1	3位1			
特記すべき事項等	【今年度改善点】 特になし。 【前回評価への回答】 スポーツ大会出場補助金と同様出場補助金としている。 【事業のPR方法】 各小・中・義務教育学校に案内を実施 【費用対効果】 測れない。 【補助事業以外の事業】 特になし。 【その他】 文化活動の部活動や活動についてもスポーツと同様の支援を実施し児童生徒の活動の選択肢が増えるよう実施している。						

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	未来を担う児童生徒の文化活動振興及び健全育成を図ることは本市の発展に大きく寄与する人材を育成するものである。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	県大会での上位入賞校に限られる九州大会、全国大会出場であり、開催地が遠隔地となるため、経済的支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	「次世代を担う文化を育むまちづくり」のために、児童生徒の文化活動の振興及び健全な育成に向けた効果的な取組である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各種コンクール等への出場については各校の実態に応じてなされている。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	行政による支援がなければ、保護者の負担が増加し、出場を断念せざるを得ない場合も考えられる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	旅費（児童生徒のみ）、楽器等輸送費、参加料等を補助対象経費としており、妥当である。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 本市の文化活動の振興に寄与している。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

小・中学校文化活動出場補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる小・中学校文化活動出場補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 小・中学校文化活動出場補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 児童生徒の文化活動の振興
- (2) 児童生徒の健全な育成

(補助金の額)

第3条 小・中学校文化活動出場補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、出場する児童生徒数に応じた1大会当たりの限度額は別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 小・中学校文化活動出場補助金は、小・中・義務教育学校の文化活動に係る諸コンクールへの参加費に要する経費について交付する。ただし、九州地区大会以上の参加に限る。

- (1) 旅費（児童生徒のみとし、公共交通機関もしくは借り上げバス利用とする）
- (2) 楽器等輸送費
- (3) 参加料
- (4) その他（飲食代は含まない）

(交付の申請)

第5条 小・中学校文化活動出場補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、大会参加の2週間前とする。

(交付の基準)

第6条 小・中学校文化活動出場補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に小・中学校文化活動出場補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小・中学校文化活動出場補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 小・中学校文化活動出場補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 文化活動出場による成果

(2) 文化活動出場の審査結果
(補助事業者等の責務)

第9条 小・中学校文化活動出場補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

	九州大会	全国大会
10人以下	5万円	10万円
11人以上20人以下	10万円	20万円
21人以上	13万5千円	22万5千円